

■ 合併協定書に調印

平成16年4月5日、堺市、美原町の合併協定調印式が開催され、堺市長と美原町長による合併協定書の調印が行われました。協定書の概要は次のとおりです。

堺市・美原町合併協定書(概要)

1. 合併の方式
合併の方式は、美原町の区域を堺市に編入する編入合併とする。
2. 合併の期日
平成17年2月1日とする。
3. 市の名称
新市の名称は、堺市とする。
4. 事務所の位置
新市の事務所の位置は、堺市南瓦町3番1号(現堺市役所の位置)とする。
5. 財産及び公の施設の取扱い
美原町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。美原町の基金は、すべて新市に引き継ぐ。ただし、合併を機に美原地域のまちづくりのための基金新設等を行う。
6. 市議会の議員の定数及び任期の取扱い
美原町議会議員は、堺市議会議員の残任期間、引き続き堺市議会議員として在任するものとする。また、合併後最初の一般選挙の際、美原町の区域に選挙区を設け、当該選挙区の定数は2人とする。
7. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
美原町の農業委員会の選挙による委員については、堺市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き在任するものとする。ただし、美原町の農業委員会の選任による委員は失職する。
8. 地方税の取扱い
法人住民税法人税割及び都市計画税については、当分の間、それぞれの税率を適用し、5年以内に堺市制度に統一する。事業所税の課税については、当分の間、美原町域について課税免除とし、5年以内に堺市制度に統一する。
9. 一般職の職員の身分の取扱い
美原町の一般職の職員は、堺市の職員として引き継ぐものとする。ただし、美原町の消防職員の引き継ぎ手法については、合併までに調整する。
10. 地域審議会の取扱い
美原町の区域に合併特例法に基づく地域審議会を設置する。
11. 特別職の職員の身分の取扱い
美原町の常勤の特別職の職員(教育長含む。)の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。非常勤の特別職の職員の取扱いについては、それぞれの職に係る事務事業の内容に沿って協議・調整する。
12. 条例・規則の取扱い
原則として、堺市の条例・規則を適用する。ただし、各種協定項目の協議結果を踏まえ、条例・規則の整備を行う。
13. 組織・機構の取扱い
美原町役場については、新市が政令指定都市に移行し、美原区を設置するまでは、堺市の現行支所行政制度に合わせ、美原町域を所管する支所とする。
14. 一部事務組合等の取扱い
南河内清掃施設組合、富美山環境事業組合、狹山・美原医療保健センターについては、当面は継続して加入し、新市において調整する。
15. 消防団の取扱い
現美原町消防団については、現体制で存続し、活動区域を現美原町域に限定した「堺市美原消防団」に改正する。
16. 使用料・手数料の取扱い
水道料金及び下水道使用料については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に堺市制度に統一する。塵芥処理手数料、し尿処理手数料、家庭用機器収集手数料、死犬猫処理手数料、放課後児童対策事業一部負担金については、当面はそれぞれの制度を存続し、